

生産物分類 (2024 年設定)

分類項目名、説明及び内容例示

令和 6 年 3 月

総務省政策統括官（統計制度担当）

序

今般、総務省政策統括官（統計制度担当）室は「生産物分類」をとりまとめ公表しました。本分類は、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である「日本標準産業分類」等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としています。

生産物分類については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）及び第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定、令和 2 年 6 月 2 日閣議決定により一部変更）において、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、2018 年度までにサービス分野について、2023 年度までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備することとされました。また、第Ⅳ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）では、令和 12 年（2030 年）の S U T 体系への移行を見据え、日本標準産業分類第 14 回の改定内容を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を完成させることとされました。

総務省政策統括官（統計制度担当）室では、学識経験者等の幅広い知見を得るために、宮川幸三立正大学経済学部教授を座長にお迎えして「生産物分類策定研究会」を開催しました。研究会は、平成 29 年 5 月から令和 6 年 2 月までに計 35 回開催され、サービス分野及び財分野に関して、長時間にわたる活発な御議論をいただきました。研究会での議論を踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）室では、「サービス分野の生産物分類（2019 年設定）」及び「財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）」を取りまとめ、日本標準産業分類の改定内容等を反映し「生産物分類（2024 年設定）」として一つに整備し、令和 6 年 3 月 18 日に決定して総務省のウェブサイト公表しました。

本分類は、経済センサス-活動調査などの各種の統計において適用されることにより、国民経済計算の精度向上など、公的統計の品質向上に寄与することが期待されます。

生産物分類の策定に当たっては、宮川座長をはじめとする研究会の構成員及び審議協力者の先生方、オブザーバーとして御参加いただいた関係府省庁等の御担当者の方々に多大なる御協力をいただきました。深く御礼を申し上げるとともに、本分類をはじめとする公的統計の一層の整備・充実とその普及・活用に向け今後とも御支援、御協力をいただきたく、広く関係者及び生産物分類の利用者の皆様に、併せお願い申し上げる次第です。

令和 6 年 3 月

総務省政策統括官（統計制度担当）
北 原 久